

において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、養父市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
草 出	大 膳	283	別 宮	番 ノ 木
別 宮	ア ゲ サ	1392の一部 1394の 1 の一部		
	中 畑	1467の 2		
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。 また、大字別宮字アゲサ1394の 2、1395に隣接する道路、水路である国有地の全部、大字別宮字アゲサ1392に隣接する水路の一部は、大字別宮字番ノ木に編入する。 また、大字別宮字番ノ木1427の地先、1428に隣接する水路である国有地の一部は、大字別宮字アゲサに編入する。				

備考 地番は、平成17年2月17日現在の地番である。

兵庫県告示第763号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成17年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成17年10月23日（日）

甲種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時30分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験

午前10時から正午まで

乙種第4類危険物取扱者試験

午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

丙種危険物取扱者試験

午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地 試験場

所在地

神戸 県立兵庫工業高等学校

神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63

姫路 兵庫県立大学姫路書写キャンパス

姫路市書写2167

西宮 大手前大学西宮キャンパス

西宮市御茶家所町6-42

加古川 県立農業高等学校

加古川市平岡町新在家902-4

豊岡 県立但馬技術大学校

豊岡市九日市上町660-5

篠山 県立篠山産業高等学校

篠山市郡家403-1

洲本 県立洲本実業高等学校

洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

(1) 甲種危険物取扱者試験

ア 物理学及び化学

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種危険物取扱者試験

ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

(3) 丙種危険物取扱者試験

ア 燃焼及び消火に関する基礎知識

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学

イ 危険物に関する法令

- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種、乙種、若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者で、第1類又は第5類の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から90分間とする。

ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学の一部

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法の一部

- (3) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和22年法律第266号）第26条第4項に規定する消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了した者で、丙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から60分間とする。

燃焼及び消火に関する基礎知識

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
(2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
(3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部及び飾磨郡家島町役場並びに兵庫県企画管理部災害対策局消防課及び各県民局において、平成17年8月初旬から配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した無帽無背景正面上三分身像で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したもの

ウ 受験資格を有することを証明する書類（甲種危険物取扱者試験受験者のみ）

エ 乙種危険物取扱試験科目の一部免除を受けようとする者は、交付を受けている免状（乙種危険物取扱者免状については表裏両面）の写し

オ 丙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、5年以上消防団員として勤務したことを証明する書類及び消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了したことを証明する書類

(2) 受付場所及び受付期間

受付場所は、県内各消防本部（神戸市を除く。）及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

受付期間は、平成17年9月5日（月）から同月8日（木）までの毎日午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 手数料

所定の振込用紙により次の額の手数料を郵便局で振り込むこと。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

- ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円
イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円
ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

(4) その他

1 種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受けるものについて、同一の時間帯に2種類以上の乙種危険物取扱者試験を併願することを認めない。

7 可否の発表

平成17年11月中旬頃に受験者全員に郵便で可否を通知する。

8 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部 電話 (078) 361-6610

兵庫県告示第764号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成17年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 三輪外科

所 在 地 神戸市

認 定 年 月 日 平成17年4月1日

認定の有効期限 平成20年3月31日

兵庫県告示第765号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成17年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成17年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分		免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学 科 試 験	指導方法	全 職 種	平成17年9月2日（金） 午前11時から正午まで	兵庫県農業共済会館 神戸市中央区下山手 通4丁目15番3号
	関 連 学 科	和 裁 科	平成17年9月2日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで	
	専攻学科	和 裁 科	平成17年9月2日（金） 午後2時50分から午後3時50分まで	

なお、実技試験は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全 職 種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）